

岡山県ペタンク連盟規約

第一章 総 則

名 称

第1条 この会は、岡山県ペタンク連盟という。

事 務 所

第2条 本会の事務所は、理事長が指定する所へ置く。

2021年度～2022年度の本会事務所を次の事務局長の住所に置く。

〒709-0806 赤磐市尾谷381

第二章 目的および事業

目 的

第3条 本会は、スポーツマン精神をもってペタンクに親しみ技術の向上と健康の増進、会員相互の親睦を図り、ペタンクを通して生涯にわたりスポーツを愛し、明るく豊かで活力に溢れる郷土づくりに寄与する。

事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 ペタンクの知識と実技に関する普及活動
- 2 指導員、審判員養成のための認定講習会の開催
- 3 ペタンクの各種技術習得のための研修会の開催
- 4 競技大会、親善大会などの開催
- 5 関係団体との連絡調整
- 6 前号のほか、本会の事業目的達成に必要な事業

第三章 構 成

組 織

第5条

- 1 本会は、市町村別に加盟団体を置くものとする。
- 2 本会は、目的達成のために委員会を設けることができる。

会 員

第6条 本会の会員は次の通りとする。

- 1 市町村を代表するペタンク協会（加盟団体）に所属する者
- 2 ペタンクを愛する3名以上で構成されたクラブに所属する者
- 3 加盟団体のない地区で、個人の資格で入会する者
- 4 本会の目的に賛同し、物心的に賛助する者

入 会

第7条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し承認を受けなければならない。

入会金および年会費

第8条

- 1 会員は、別に定めるところにより、入会金および年会費を納入しなければならない。
- 2 特別な費用を必要とするときは、理事会の決議を経て、臨時会費を徴収することができる。
- 3 既納の入会金および年会費は、いかなる理由があっても返却しない。

寄付金等

第9条 本会の目的に賛同して事業援助のために寄付金等の申し出があった場合は、会長の承認を得て受納するものとする。

資格の喪失

第10条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 1 退会した時
- 2 除名された時
- 3 連盟が解散した時

退 会

第11条 会員が退会しようとする時は、理由を付して退会届けを会長に提出しなければならない。

除 名

第12条 会員が次のことに該当する時は、理事会の決議を経て、会長が除名することができる。

- 1 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があった時
- 2 本会の会員としての義務に違反した時
- 3 会費を1年以上滞納した時

第四章 役員および職員

役員

第13条

- 1 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
副理事長	1名
常任理事	若干名
理 事	若干名
監 事	2名
- 2 必要に応じて顧問を置くことができる。

第14条

- 1 会長および副会長は、理事会で推薦する。
- 2 理事長、副理事長および常任理事は、理事の互選による。
- 3 理事は、加盟団体代表者および学識経験者の中から総会で選出する。
- 4 監事は、総会で選出する。

役員の仕事

第15条

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 理事長は、本会を代表し業務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐する。
- 5 常任理事は、本会の業務を執行し事業の企画運営にあたる。
- 6 理事は、理事会において会務の重要事項を審議議決する。
- 7 監事は、財務会計を監査する。

役員の任期

第16条

- 1 本会の役員の任期は、2年とし再任をさまたげない。
- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期期間後でも後任者が就任するまでは、その業務を行う。

役員の解任

第17条 役員は、次のことに該当するときは、理事の3分の2以上の議決により役員を解任することができる。

- 1 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められた時
- 2 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められた時

役員の手当

第18条 役員の手当は無給とする。ただし、費用を支弁することができる。

職員

第19条

- 1 本会の事務を処理するため事務局職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事会で決議して、会長が任免する。
- 3 職員は、無給とする。但し、費用を支弁することができる。

第五章 会議および運営

機関

第20条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会 2 理事会 3 常任理事会

総 会

第 21 条

- 1 総会は、本会の最高決議機関である。
- 2 この総会は、第 6 条の会員 1、2、の加盟団体の理事を以って開催する。
- 3 総会は、毎年 4 月の第 3 日曜日に開催する。ただし、必要に応じて会長が臨時に招集し開催することができる。
- 4 総会は、理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
(委任状による出席を認める)
- 5 総会における議決は、前項出席理事の過半数の同意による。

総会の審議事項

第 22 条 総会は、次の事項を審議決定する。

- 1 予算並びに決算の承認
- 2 事業計画と事業報告の承認
- 3 役員の承認
- 4 本規約の改廃
- 5 その他議決を要すること

理 事 会

第 23 条

- 1 理事会は、必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議する。
ただし、理事の 3 分の 1 以上から理事会の招集を請求された時は、臨時理事会を招集しなければならない。
 - (1) 本会の運営、規約に関すること
 - (2) 諸事業計画に関すること
 - (3) 役員選出に関すること
 - (4) 予算、決算に関すること
 - (5) 総会提出議題に関すること
- 2 理事会の議長は、理事長とする。
- 3 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ開くことができない。
(委任状による出席を認める)
- 4 理事会の議決は、出席理事の過半数の同意による。
可否同数の時は、議長の決するところによる。

常任理事会

第 24 条

- 1 常任理事会は、本会の執行機関である。
- 2 常任理事会は、正・副理事長、常任理事を以って開催する。
- 3 常任理事会は、必要に応じて理事長が招集する。
- 4 議長は、理事長とする。

収 入

第 25 条 本会の収入は、次の通りとする。

- 1 入会金および年会費
- 2 助成金および寄付金品等
- 3 事業に伴う収入
- 4 その他の収入

入 会 金

第 26 条 本会の入会金は、当分の間徴収しない。

年 会 費

第 27 条 本会の年会費は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|--------|-----------|
| 1 地域協会費 | (一律) | 3, 000 円 |
| 2 地域協会に所属する個人会費 | (1 人) | 500 円 |
| 3 賛助会費 | 1 口につき | 10, 000 円 |

4 個人会費 (1人) 2,000円

入会金および年会費の納入

第28条 入会金および年会費の納入は、毎年前年度3月末日までに完了するものとする。
(年度途中の入会については入会時に納入する。)

会計年度

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

収支決算

第30条 本会の収支決算は、理事長が作成し、監事の監査を経て理事会および総会に報告し承認を得なければならない。

第七章 義 務

義 務

第31条 本会の会員は、本規約を遵守する義務を負う。

第八章 規約の改廃

規約の改廃

第32条 本規約を改廃しようとするときは、理事の3分の2以上の賛同を得て決定しなければならない。

第九章 付 則

第33条

- 1 この規約に定める以外の必要な事項は、常任理事会において定め会長の承認を得るものとする。
- 2 本会の規約は、平成3年8月8日より実施する。
- 3 本会の規約は、平成3年8月30日改正する。
- 4 本会の規約は、平成5年4月18日改正する。
(事務局所在地を清音公民館におく)
- 5 本会の規約は、平成6年4月29日改正する。
(事務局所在地を事務局長佐野裕二宅におく)
- 6 本会の規約は、平成7年4月16日改正する。
(支部協会・クラブの会費の変更)
- 7 本会の規約は、平成9年4月20日改正する。
(副理事長の新設)
- 8 本会の規約は、平成15年4月20日改正する。
(事務局所在地、総会開催期、総会成立の要件、年会費人数、年会費)
- 9 本会の規約は、平成16年4月18日改正する。
(第27条 地域協会費、個人会費)
- 10 本会の規約は、平成19年4月15日改正する。
(第6条3 個人会員、
第17条、第21条2・4、第23条1・3・4、第32条 理事、
第27条2・4 個人会費)
- 11 本会の規約は、平成22年4月18日改正する。
(第27条 個人会費)
- 12 本会規約は、平成27年4月17日改正する。
(名称変更 「岡山県ペタンク協会」 → 「岡山県ペタンク連盟」)
- 13 本会規約は、平成31年(2019年)4月28日に改正する。
第28条 「毎年3月末日までに完了する」 → 「毎年前年度3月末日までに完了する」
「年度途中の入会については入会時に納入する」